



# 南条つ子

南条つ子は 進んで学ぶ子

思いやりのある子

かいっぱいやりぬく子

目標 ともに学び 豊かな心で未来を切り拓く子の育成

## 南条小学校だより

R3.11.5 No.42



### 校外学習 (1・2年生) 「さんかいりパーク」

11月2日(火)に1年生、5日(金)に2年生が、校外学習に出かけました。行き先は、どちらも先月オープンした道の駅「南えちぜん山海里」にある「さんかいりパーク」でした。両日共にとても天気が良く、11月ですが、夏用の体操服で活動する児童も見られ、新しい遊具で楽しく遊んでいました。毎日、多くの方が訪れているようで、オープンして1ヶ月も経っていませんが、すでにかかなりの人気スポットになっています。

1年生  
(11/2)

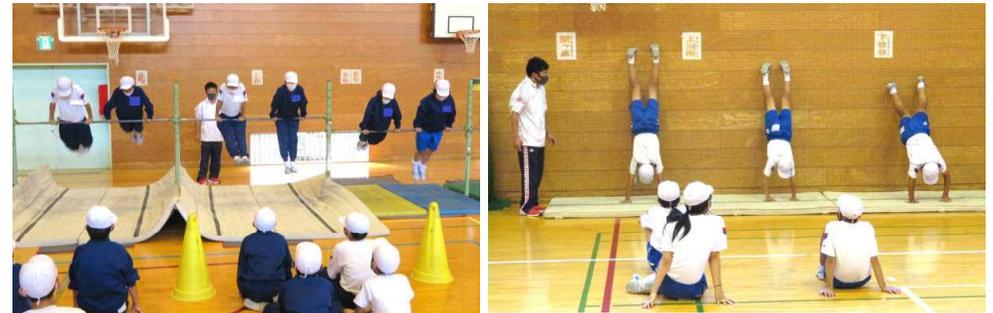


2年生  
(11/5)



### 官内体育実技研修会

11月2日(火)に南越地区(南越前町、越前市、池田町)の小中学校の教員を対象とした体育実技研修会が本校で行われ、約30名の先生方が、鯖江体操スクールの講師の先生から、器械運動の指導方法について学びました。講師の先生が授業者になり、実際に5年1組の児童が鉄棒運動、2組の児童がマット運動の指導を受けました。さすがに専門家だけあって、分かりやすく的確な指導で、いろいろな技の上達のコツを教えてもらい、5年生の児童も一生懸命に取り組んでいました。また、参加された先生方も、熱心にメモを取ったり、質問したりしていました。5年生の児童にとっては、滅多にない良い機会でした。教えてもらったことを意識しながら、しっかり練習して、上手にできるようになってほしいです。



### 児童虐待防止推進月間

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています。

「オレンジリボンキャンペーン」とは

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子供たちの笑顔を守るために、一人一人に何が出来るのかを呼びかけていく活動が、「オレンジリボンキャンペーン」です。

本校にも、町の民生委員さんが作ったオレンジリボンが届けられました。



【児童虐待防止法について】

『児童虐待防止法』は、正式名称を『児童虐待の防止等に関する法律』と言い、虐待によって児童の成長や人格形成に悪影響を及ぼすことを防止するための法律です。この法律では、18歳未満の児童に対する虐待の禁止や、虐待されている児童を発見した場合には通告の義務があること、虐待を受けた児童を保護することなどを規定しています。

児童虐待とは、身体的虐待、心的虐待、ネグレクト等のことを言い、児童虐待を行うことは、禁止されています。虐待が疑われる児童の特徴として以下のような例が挙げられます。

- ・身体に不自然な傷やあざ、火傷がある
- ・傷やあざ、火傷について説明ができない
- ・不衛生な服を着ている
- ・異臭がする
- ・親が現れるとそわそわする
- ・異常な食欲を見せる
- ・虫歯が多く、長期にわたり治癒しない など

学校・児童福祉施設・病院などの団体、学校・児童福祉施設の教職員、医師・保険師・弁護士等は、児童虐待の早期発見に努めなければならないことになっています。もしも発見した場合には、市町村や福祉事務所、児童相談所などに通告しなければならないことになっています。